

事故対策編

目 次

<事故対策編>

第1章 総 則.....	1
第1節 計画の方針.....	1
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	3
第3節 事故原因事業者、事故原因責任者及び航空運送事業者の責務.....	6
第2章 災害予防計画.....	9
第1節 情報連絡体制の整備.....	9
第2節 防災活動体制の整備.....	16
第3章 災害応急対策計画.....	17
第1節 応急活動体制の整備.....	17
第2節 情報収集・伝達計画.....	21
第3節 広報・広聴.....	26
第4節 応援要請計画.....	27
第5節 捜索、救助、救急及び消火活動.....	30
第6節 避難行動計画.....	31
第7節 緊急輸送計画.....	35
第8節 環境保全に関する計画.....	37
第4章 災害復旧計画.....	39
第1節 民生安定のための緊急措置に関する計画.....	39
第2節 復旧事業計画の作成.....	39

第1章 総 則

第1節 計画の方針

(総務課)

第1 計画の目的

この計画は、防災基本計画（中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画）に基づき、宇治田原町防災会議が定める突発的な事故災害対策に係る総合的かつ基本的な計画であり、住民の生命財産等を大規模な事故災害から保護し、被害の軽減を図ることを目的として、本町及び防災関係機関、関係団体がとるべき救助・救急活動、医療活動、消火活動及び避難収容活動等について必要な事項を定めている。

また、併せて、応援協定や京都府からの要請により、被災市町村に対して人的・物的応援を行い、被害の軽減を図ることも目的として位置づける。

第2 対象とする事故災害

この計画が対象とする災害は、次に掲げる事故災害（以下「突発的事故災害」という。）とする。

1 危険物等事故

危険物、都市ガス等の漏洩・流出、火災、爆発の発生、火薬類による火災、爆発の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出の発生、原子力発電施設以外における放射性物質による放射線障がい等の発生等により、多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「危険物等事故」という。）

2 林野火災

森林、原野及び牧野における火災が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「林野火災」という。）

3 道路災害

道路における車両の衝突や火災、トンネル等の道路施設の被災等の大規模な道路事故により多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「突発的道路事故」という。）

4 航空災害

航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「突発的航空事故」という。）

5 広域停電等

広域的に発生した停電事故により、多数の住民の生活に支障を来す災害が発生した場合（以下「広域停電事故」という。）

第3 他の計画及び他法令に基づく計画との関係

本計画に特別の定めのない事項については、宇治田原町地域防災計画一般計画編に基づき運用する。

また、京都府地域防災計画事故対策編や京都府南部都市広域行政圏推進協議会が作成した地域防災計画（広域編）との整合を図るものとする。

第4 計画の修正

宇治田原町防災会議は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定より、本計画に毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行う。

また、修正の内容については、速やかに町の広報等により住民や関係機関に周知する。

第5 計画の習熟

宇治田原町防災会議を中心として、各部局及び関連機関は平素から訓練や学習等の方法により本計画の習熟に努める。また、本計画を住民の防災活動の指針として、住民への周知徹底に努める。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(総務課)

突発的事故災害に関し、本町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

(突発的事故災害共通)

第1 宇治田原町

- 1 災害の状況に応じた事故対策本部の設置
- 2 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- 3 関係防災機関との調整
- 4 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- 5 死傷病者の身元確認
- 6 付近住民に対する情報提供
- 7 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
- 8 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- 9 二次災害防止のための活動

第2 京田辺市消防署・京田辺市消防署宇治田原分署

- 1 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- 2 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 3 危険物等に対する規制

第3 京都府

- 1 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- 2 被害の状況に応じた事故災害警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- 3 関係防災機関への協力要請
- 4 関係防災機関との連絡調整
- 5 京都府救護班の出動
- 6 日本赤十字社京都府支部及び一般社団法人京都府医師会・宇治久世医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請
- 7 危険物等に関する指導取締

第4 京都府警察、京都府田辺警察署

- 1 関係防災機関との連携の強化
- 2 災害情報の収集及び被害実態の把握
- 3 被災者の救出救助

- 4 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- 5 事故現場及びその周辺における警戒警備
- 6 遺体の検視、死体調査、身元確認等
- 7 行方不明者の搜索
- 8 危険物等に関する指導取締
- 9 その他事故災害に必要な警察活動
- 10 関係防災機関と連携した二次災害の防止
- 11 遭難航空機の搜索

第5 近畿経済産業局

- 1 事故状況の収集・把握

第6 中部近畿産業保安監督部近畿支部

- 1 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報
- 2 高圧ガス、都市ガス、火薬類、液化石油ガスに関する指導取締

第7 近畿地方整備局

- 1 道路パトロールカー等による事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報
- 2 関係防災機関との調整
- 3 事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保
- 4 直轄道路施設の二次災害の防止及び復旧
- 5 平成17年6月14日京都府と締結した「災害時応援に関する申し合わせ」に基づく応援

第8 大阪航空局(大阪空港事務所)

- 1 航空通信、無線施設の保安
- 2 遭難航空機の搜索及び救助

第9 新関西国際空港株式会社

- 1 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報
- 2 空港及び航空機の保安

第10 大阪ガス株式会社(京滋導管部)

- 1 京都府、消防、警察等に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び本町との連絡・協議
- 2 非常災害対策本部の設置
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣

- 4 事故により影響を受ける住民への情報提供、相談対応

第 11 関西電力株式会社

- 1 京都府、消防、警察等に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び本町との連絡・協議
- 2 非常災害対策本部の設置
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 事故により影響を受ける住民への情報提供、相談対応

第 12 その他関係防災機関

- 1 所管の応急対策の実施
- 2 宇治田原町及び京都府との協力・連携

第3節 事故原因事業者、事故原因責任者及び航空運送事業者の責務

第1 危険物等事故原因事業者の主要な責務

- 1 消防、警察等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び本町への連絡・協議
- 2 現地、事業所等における事故対策本部の設置
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 現地における救助・医療その他の応急措置
- 5 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- 6 見舞人、遺族の受入れ及び整理並びに問い合わせへの応対
- 7 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 8 被害者の損害に対する補償対応

第2 突発的道路事故発生の原因となった責任者(以下「事故原因者」という。)の主要な責務

- 1 消防、警察等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び本町への連絡・協議
- 2 現地における事故対策本部の設置
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 乗員等の捜索・救助活動
- 5 被害拡大防止のための現地における医療その他の応急措置
- 6 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- 7 見舞人、遺族の受入れ及び整理並びに問い合わせへの応対
- 8 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 9 被害者の損害に対する補償対応

第3 航空運送事業者の主要な責務

- 1 大阪航空局、新関西国際空港株式会社、消防、警察等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び本町への連絡・協議
- 2 現地における事故対策本部の設置
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 遭難航空機の捜索、乗客等の捜索・救助活動
- 5 被害拡大防止のための現地における医療その他の応急措置
- 6 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- 7 見舞人、遺族の受入れ及び整理並びに問い合わせへの応対

- 8 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 9 被害者の損害に対する補償対応

第2章 災害予防計画

第1節 情報連絡体制の整備

(総務課)

第1 情報収集・連絡体制の整備

突発的事故災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大を防止し、住民の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

また、突発事故の情報が迅速に本町に伝達されるように、町内関係事業者等に対して事故時の窓口を周知しておく。

第2 情報通信手段の整備

事故災害現場の情報を迅速かつ的確に収集して、即時性があり、場所、対象(人)にとられない公平性のある情報伝達を実現するために、複数の情報伝達システムを有効に活用した複合的なシステムの整備を検討する。

災害時に電気・電話等が一時的に途絶しても、情報連絡体制が確保できるよう、地域防災無線通信の整備を促進する。また、過去の災害事例から見て、電話の果たす役割は大きいので、電話による緊急通信手段の整備・増強を行う。

また、高齢者、障がい者、乳幼児等特に援護を要する人々（以下「要配慮者」という。）について区・自治会等の協力を得ながら緊急時の情報伝達システムを整備する。

*次頁宇治田原町防災行政無線通信網参照

宇治田原町防災行政無線通信網

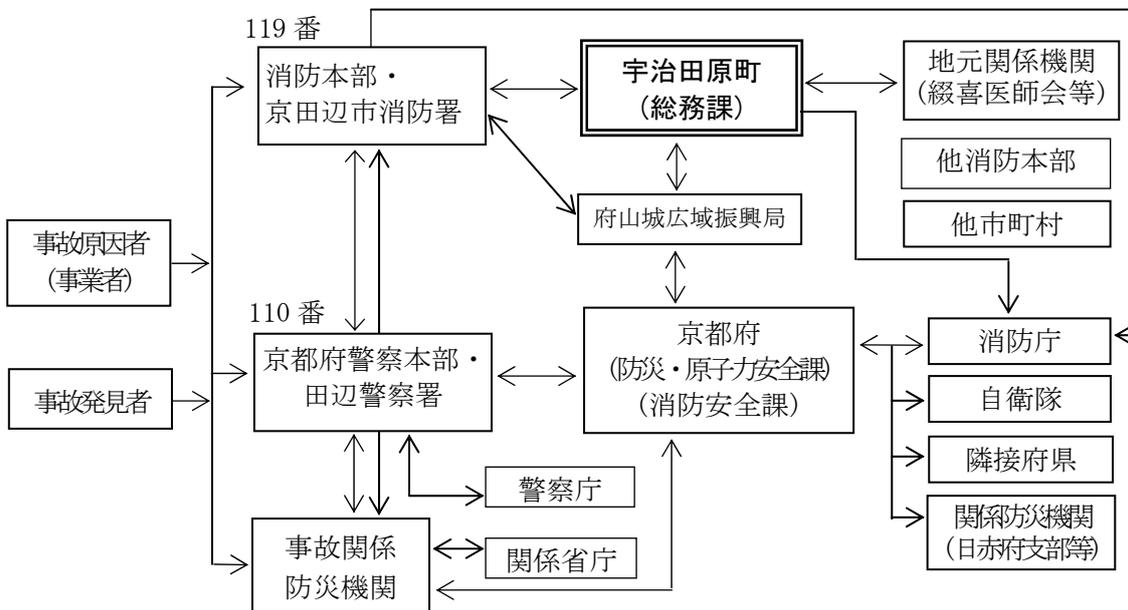
無線局の種別		呼出名称	周波数 (MHZ)	設置場所
基地局		ぼうさいうじたわらちょう	466.275	宇治田原町役場
陸 上 移 動 局	車載型	ぼうさいうじたわら 1		総務課公用車(防災パトローカー)
		ぼうさいうじたわら 2		産業観光課公用車
		ぼうさいうじたわら 3		建設環境課公用車
	携帯型	ぼうさいうじたわら 31		消防団本部
		ぼうさいうじたわら 32		消防団本部
		ぼうさいうじたわら 33		京田辺市消防署宇治田原分署
		ぼうさいうじたわら 11		第1分団第1部
		ぼうさいうじたわら 101		
		ぼうさいうじたわら 12		第1分団第2部
		ぼうさいうじたわら 102		
		ぼうさいうじたわら 13		第1分団第3部
		ぼうさいうじたわら 103		
		ぼうさいうじたわら 14		第1分団第4部
		ぼうさいうじたわら 104		
		ぼうさいうじたわら 15		第1分団第5部
		ぼうさいうじたわら 105		
		ぼうさいうじたわら 21		第2分団第1部
		ぼうさいうじたわら 201		
		ぼうさいうじたわら 22		第2分団第2部 (高尾地区含む)
		ぼうさいうじたわら 202		
ぼうさいうじたわら 212				
ぼうさいうじたわら 23		第2分団第3部		
ぼうさいうじたわら 203				
ぼうさいうじたわら 24		第2分団第4部		
ぼうさいうじたわら 204				
ぼうさいうじたわら 25		第2分団第5部		
ぼうさいうじたわら 205				
ぼうさいうじたわら 34		建設環境課		
ぼうさいうじたわら 35		上下水道課		
ぼうさいうじたわら 36		総務課		
ぼうさいうじたわら 37				
ぼうさいうじたわら 38				
ぼうさいうじたわら 39				
ぼうさいうじたわら 40				

*通話を始める前には、他局が通話していないことを確認して、必ず指定する自局の呼び出し名称・相手局の呼び出し名称を述べ、用件を簡潔・明瞭に話すこと。

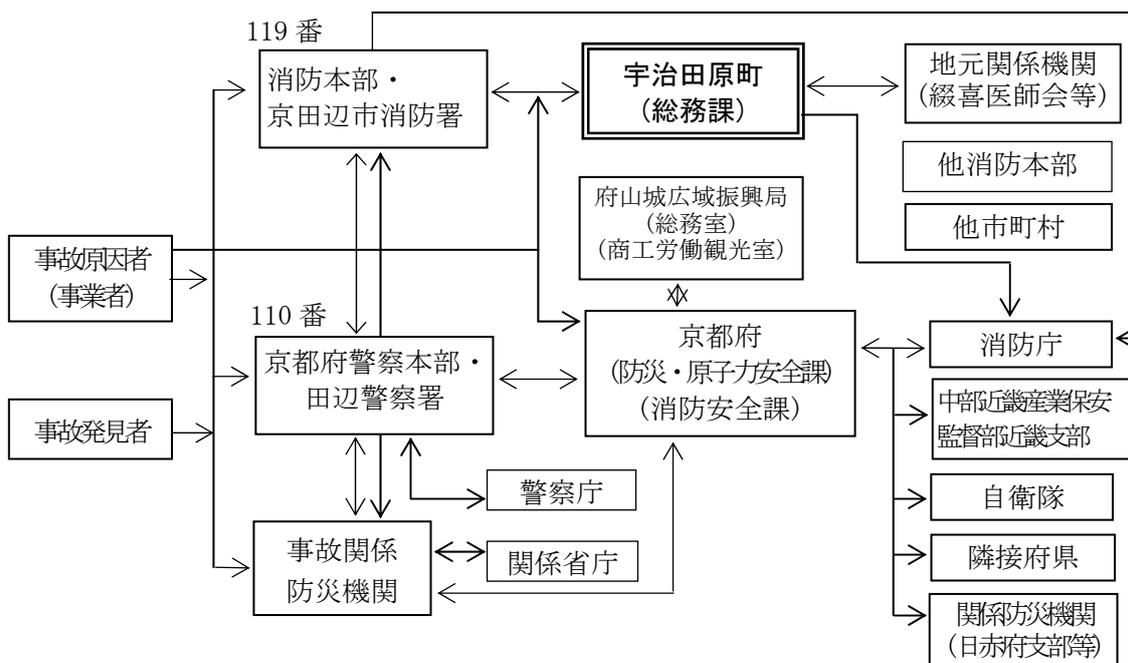
【情報連絡系統図】

1 危険物等事故

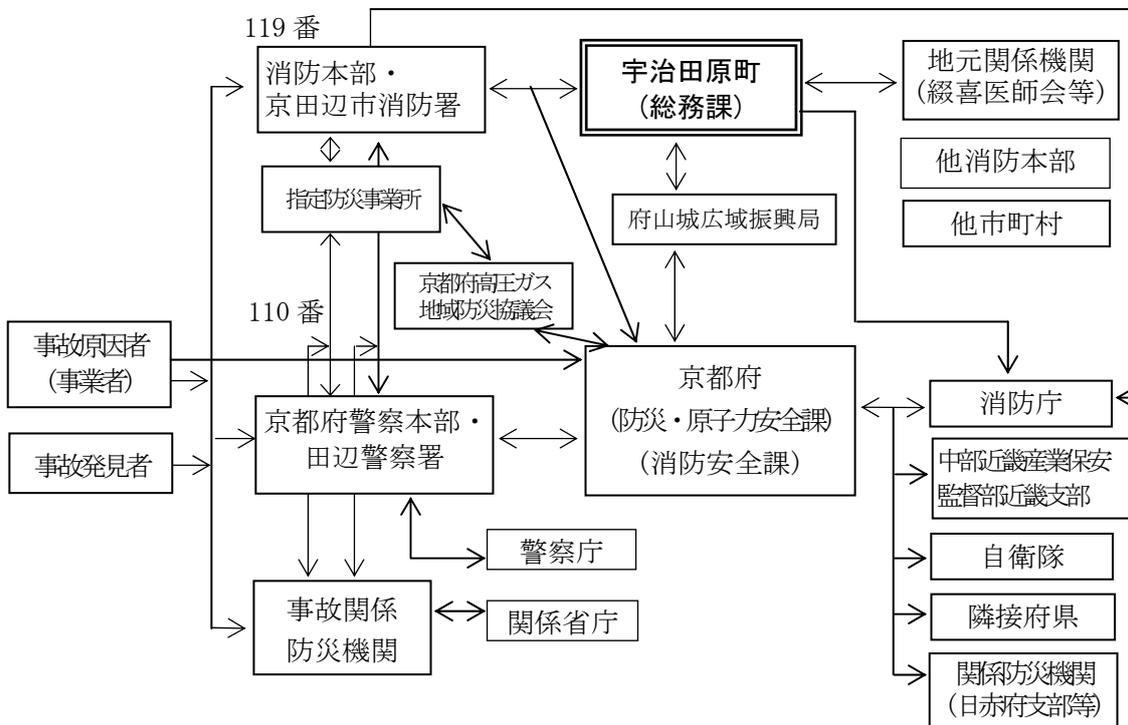
(1) 危険物事故



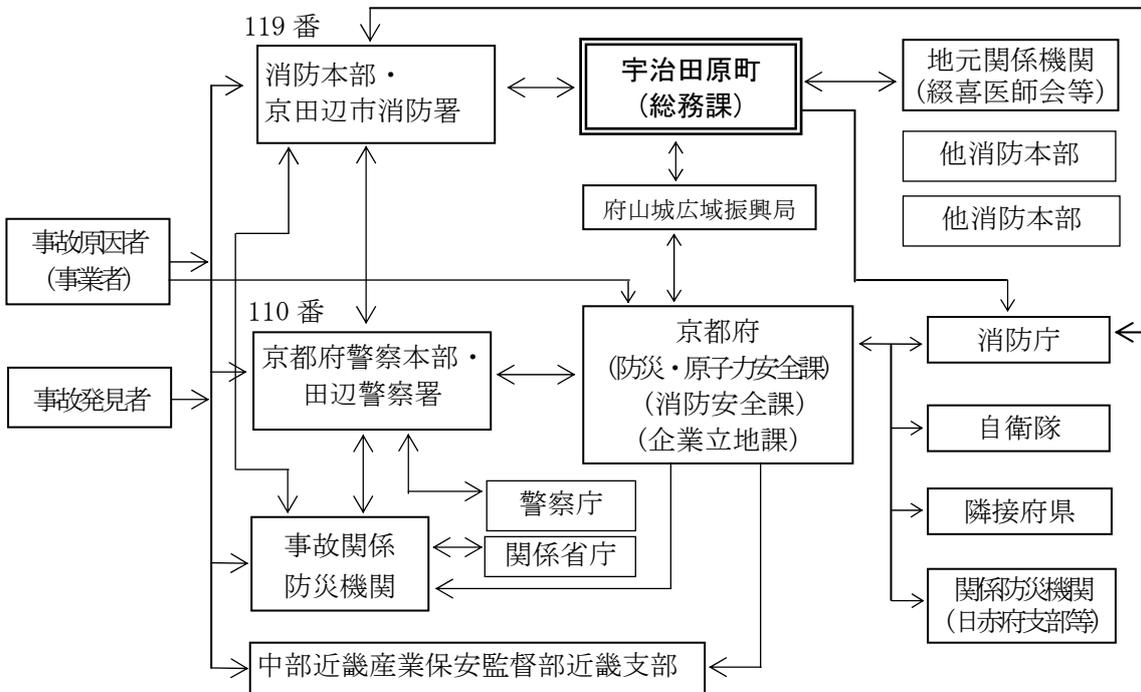
(2) 火薬類事故



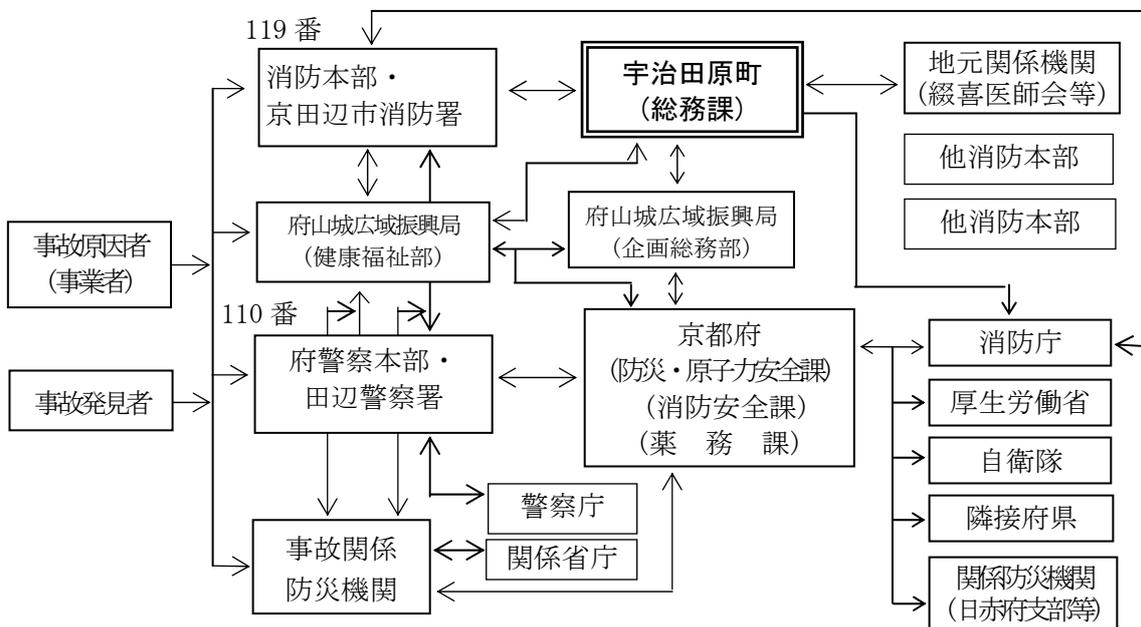
(3) 高压ガス事故



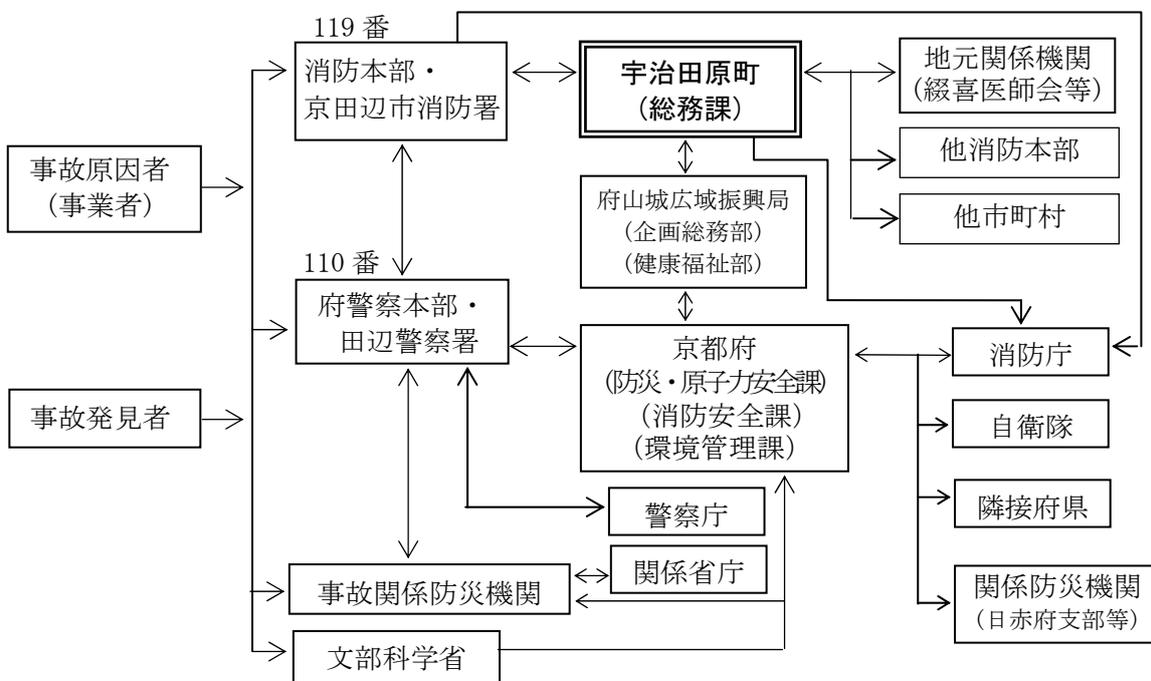
(4) 都市ガス等事故



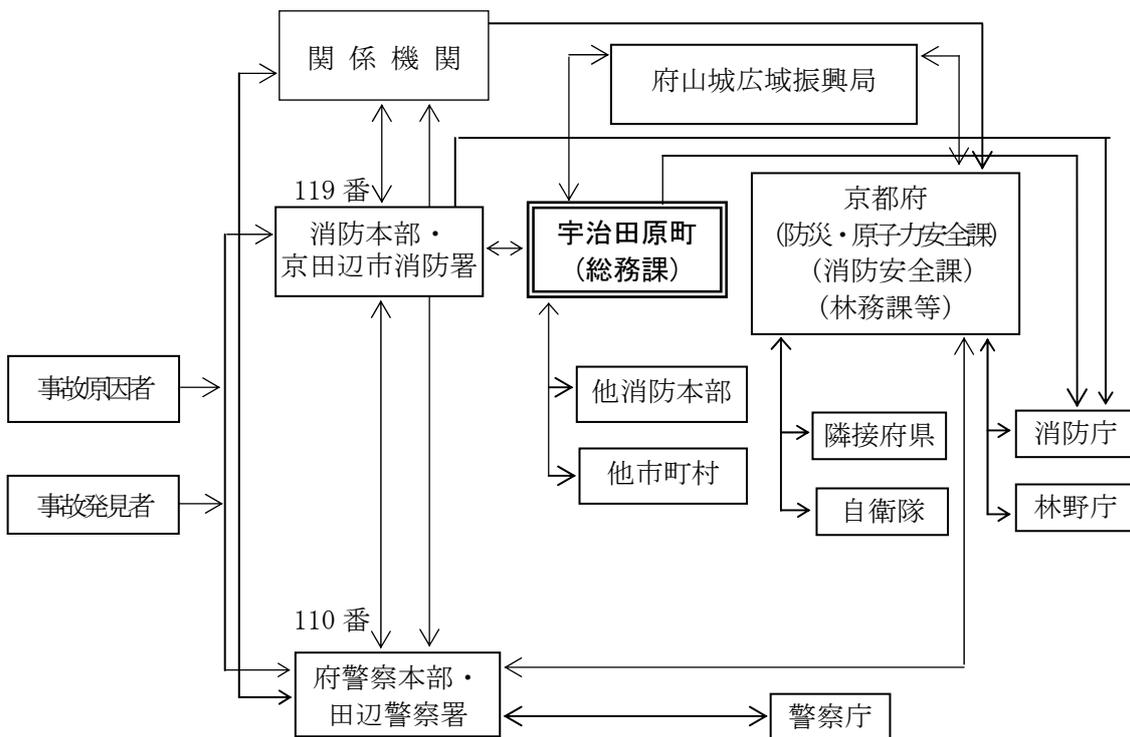
(5) 毒物・劇物事故



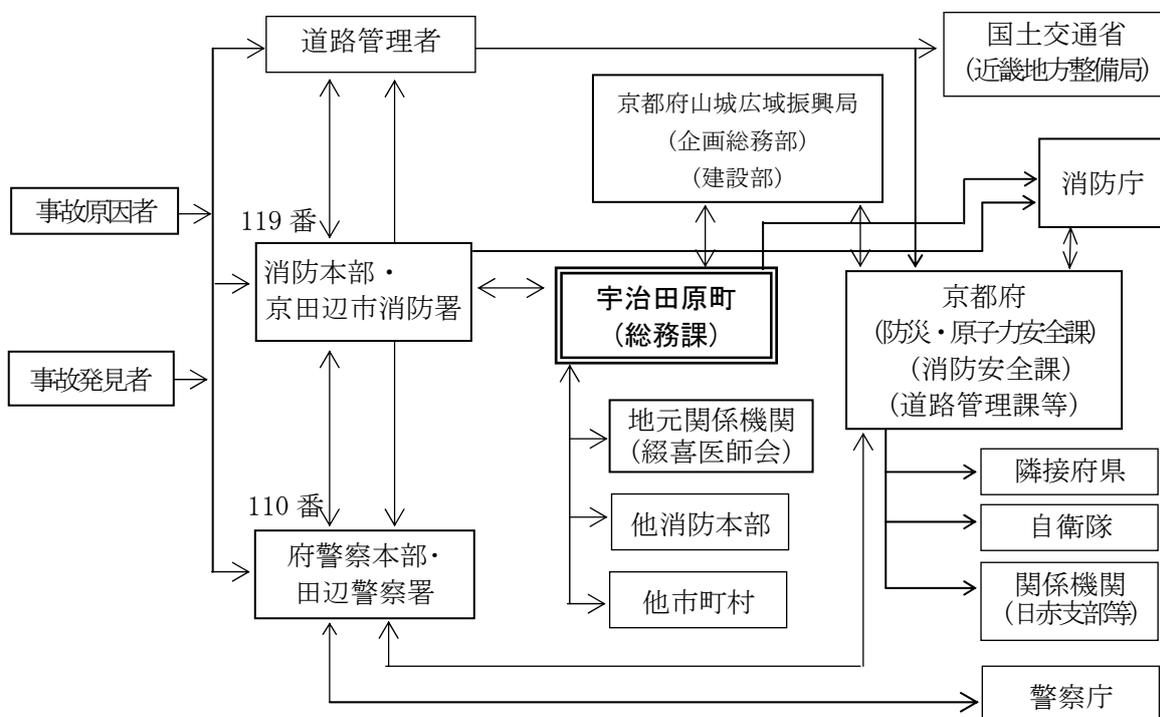
(6) 原子力発電施設以外の放射線障がい



2 林野火災



3 突発的道路事故



第2節 防災活動体制の整備

(総務課)

第1 職員の体制整備

1 職員の非常参集体制

突発的・事故発生時に、初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。また、非常参集体制を職員に周知するとともに、非常参集の訓練を実施する。

2 初動マニュアルの整備

職員が初動期の業務を的確に実施できるように、突発事故を想定した初動マニュアルを策定する。

第2 防災知識の普及

町職員、町内関係事業者、住民を対象に突発的・事故発生時にとるべき行動や避難場所等防災知識の普及を図る。

第3 救急・救助、医療及び消火活動体制の整備

町は、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるとともに、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、救急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

京田辺市消防本部は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第4 避難場所及び避難路の整備

町は突発的・重大事故から住民を守るため、安全な避難場所と避難経路の選定、確保を行うとともに、あらかじめ避難計画を作成しておく。

なお、避難計画の作成にあたっては要配慮者に配慮する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の整備

(総務班)

第1 計画の方針

この計画は、本町及び隣接市町において、突発的事故災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、住民の生命と安全を守るため迅速、的確な防災活動を実施するための応急活動体制について定める。

第2 事故警戒体制

1 配備・解除

(1) 事故警戒体制の配備

突発的事故災害が発生したとき又はそのおそれがある場合、町長は直ちに、総務部長に対して、事故災害情報の収集、連絡調整や初期の応急対策を行う等の指示・調整を行うなど、事故警戒体制をとる。

(2) 事故警戒体制の解除

町長は事故災害による被害のおそれがないと判断したときは、事故警戒体制を解除する。

2 組織

事故警戒体制

総務班	5名
情報収集班	2名
医療救助班	2名
消防班	1名
合計	10名

3 所掌事務

事故警戒体制の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

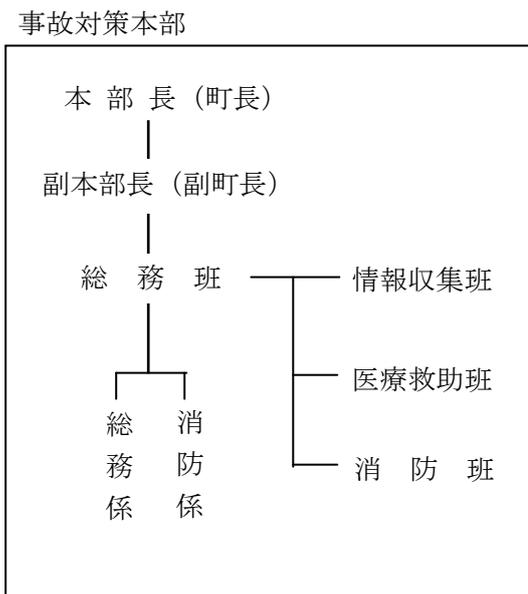
- ア 事故情報の収集及び伝達に関すること
- イ 事故応急対策の実施に関すること
- ウ その他必要と認めること

第3 事故対策本部

1 設置

- (1) 突発的事故災害による相当な被害が予想される場合は、町長は事故対策本部を設置する。ただし、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、直ちに災害対策本部に切り替え、必要な対策を実施する。
- (2) 町長が出張又は病気などにより本部長の業務を遂行できない時は、副町長が代行する。

2 組織



本部会議

- ・本部長
- ・副本部長
- ・各班長

3 設置場所

事故対策本部は、町役場に設置するが、庁舎が被害を受け使用不能となった場合は、総合文化センターに本部を設置する。

4 事務分掌

班	事務分掌
総務班 総務課 企画財政課 (班長) 総務部長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事故対策本部の設置及び閉鎖に関する事 2. 本部会議に関する事 3. 本部長の指揮、命令伝達に関する事 4. 応援要請に関する事 5. 消防団との調整及び指示に関する事 6. 自主防災組織との連絡及び調整に関する事 7. 住民の避難に関する事
情報収集班 税住民課 会計課 議会事務局 (班長) 総務部長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事故状況調査のとりまとめに関する事 2. 情報の収集・整理に関する事 3. 京都府及び関係機関との連絡に関する事 4. 報道機関との連絡調整に関する事 5. 広報活動に関する事
医療救助班 福祉課 介護医療課 健康児童課 (班長) 健康福祉部長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療救急活動に関する事 2. 救出救護に関する事 3. 保健所及び医師会への応援要請に関する事 4. 救護所の開設に関する事 5. 負傷者名簿の作成に関する事 6. 医薬品、衛生材料の調達等に関する事 7. 被災者の応急診察に関する事 8. 重傷患者の収容手配に関する事 9. 救護所までの搬送に関する事 10. 避難所の開設、炊出しに関する事
消防班 京田辺市消防署 宇治田原分署 (班長) 宇治田原分署長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害の防御に関する事 2. 救急・救助に関する事 3. 傷病者等の輸送に関する事 4. 避難誘導に関する事 5. 消防業務に必要な情報の収集に関する事 6. 町内の警戒、巡視に関する事 7. 災害予防に関する事

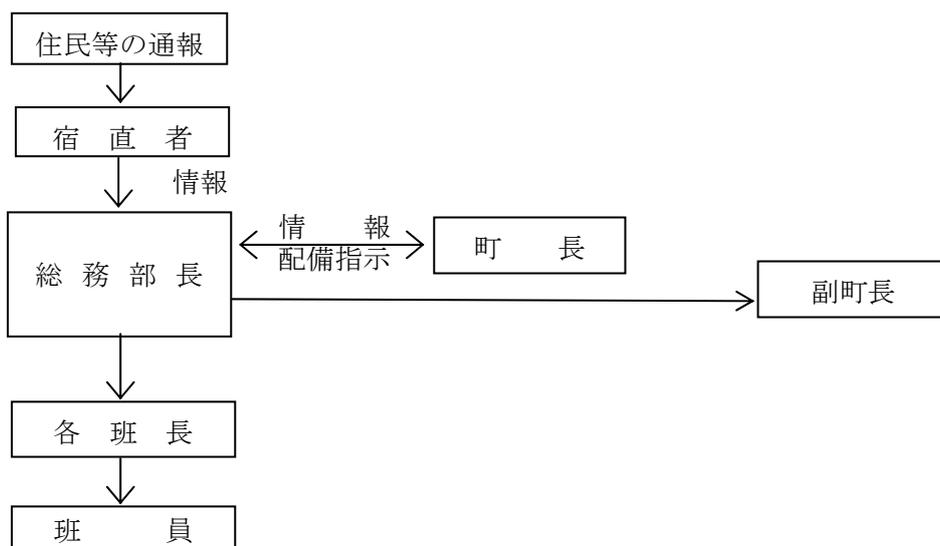
5 動員方法

- (1) 勤務時間内における配備指令は総務班長から各班長を経て各職員に伝達する。
- (2) 勤務時間外における配備指令
 - ア 宿直は、防災関係機関や住民等からの通報があった時は、直ちに総務部長及び総務課長に連絡する。
 - イ 総務部長は、上記の情報について確認の上、町長、副町長に連絡し協議の上、町長から配備指令が出された時は、直ちに各班長に伝達する。
 - ウ 各班長は、配備指令に基づき職員を直ちに非常召集する。
- (3) 召集方法は次の手段による。
 - ア 電話・携帯電話
 - イ その他必要によって使徒等

6 所属職員の掌握

各班長は所属職員の掌握を行い、本部長に報告する。

動員配備の伝達ルート



第2節 情報収集・伝達計画

(情報収集班)

第1 被害情報等の収集・伝達

突発的・事故災害発生時における被害情報等の収集・伝達系統は第2章第1節の「情報連絡系統図」による。

1 被害情報の収集

事故災害による被害が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、直ちに被害状況等を確認し、京田辺市消防署・田辺警察署その他関係機関と密接な連絡をとりながら、事故災害対策活動に必要な情報の収集に努める。

なお、必要に応じ京都府を通じ近畿地方整備局等に所属するヘリコプターの出動を要請し、早期の情報収集に努める。

2 京都府、消防庁への報告

事故災害による被害が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、速やかにその状況を取りまとめて京都府知事に報告する。

なお、突発的航空事故又は突発的道路事故で火災の発生又はその発生のおそれがある場合、危険物等事故で危険物災害の発生あるいはその発生のおそれがある場合は、速やかに消防庁に対して報告する。

(1) 報告の要領及び内容

ア 災害情報

町は、町内に被害が発生し、又はそのおそれがある場合に、その状況を速やかに京都府知事（京都府山城広域振興局田辺地域総務室）に報告する。報告の内容は以下のとおりである。

(ア) 報告の内容

- a 被害の概要
- b 対策本部の設置状況
- c 避難命令及び指示の状況
- d 消防（水防）の活動状況
- e 応援要請状況
- f 要員及び職員派遣状況
- g 応急措置の概要
- h 救助活動の状況
- i 要望事項
- j その他の状況

(イ) 報告の概要

(ア)に掲げる事項が発生次第、その都度次の様式で京都府に報告する。

*様式1 災害情報報告用紙 項末参照

イ 被害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について、次の様式で報告する。

*様式2 災害概況即報 項末参照

(2) 報告の方法

報告は、原則として京都府衛星通信系防災情報システムにより行い、災害の経過に応じて把握した事項から随時文書により報告する。

3 通信手段の確保

事故発生時の情報伝達もしくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は電話等により速やかに行う。

表 京都府、隣接市町村、関係公共機関等の窓口一覧

機 関 名	通信窓口	電話 番号	昼間	京都府衛星通 信系防災情報 システム	所 在 地
			夜間		
京 都 府	府防災・原 子力安全課 保安室	075-414-4475 ----- 075-414-4051		8(7)-700-8110 8(7)-700-8145	京都市上京区下立売通新町 西入藪ノ内町
京 都 府 山 城 広 域 振 興 局	田辺地域総 務室	0774-62-0173 ----- 〃		8(7)-760-213	京田辺市田辺明田 1
京都府山城北 土 木 事 務 所	河川砂防室	0774-62-0059 ----- 〃		8(7)-760-461	京田辺市田辺明田 1
京都府山城北 保 健 所	綴喜分室	0774-63-5745 ----- 〃		8(7)-760-591	京田辺市田辺明田 1
京都府 山城教育局	総務課	0774-62-0008 ----- 〃		8(7)-760-511	京田辺市田辺明田 1
田辺警察署	警備課	0774-63-0110 ----- 〃		—	京田辺市興戸小モ詰 1
西日本電信電 話(株)京都支店	災害対策 担当	075-842-9463 ----- 075-221-1700		8-726-8101	京都市中京区壬生東淵田町 22
関西電力 株式会社	京都支社 京都南部 総務グループ	075-611-2138 0800-777-8033		8-725-8101	京都市伏見区片原町 293-3 (伏見営業所)
京田辺市	安心まちづ くり室	0774-64-1307 ----- 〃		8(7)-762-8101	京田辺市田辺 80
井手町	総務課	0774-82-2001 ----- 〃		8(7)-763-8109	綴喜郡井手町大字井手小字 南玉水 67
八幡市	防災安全課	075-983-3200 ----- 075-983-1111		8(7)-761-8109	八幡市八幡園内 75
城陽市	危機・防災 対策課	0774-56-4045 ----- 0774-52-1111		8(7)-752-8109	城陽市寺田東ノ口 16・17
宇治市	危機管理課 警備員室	0774-39-9421 ----- 0774-22-3142		8(7)-751-8109	宇治市宇治琵琶 33
和束町	総務課	0774-78-3001 ----- 〃		8(7)-775-8109	相楽郡和束町大字釜塚小字 生水 14-2
大津市	危機・防災 対策課	077-528-2616 ----- 077-523-1234		—	滋賀県大津市御陵町 3-1

機 関 名	通信窓口	電話 番号	昼間	京都府衛星通 信系防災情報 システム	所 在 地
			夜間		
甲賀市	危機管理課	0748-65-0665 ----- 0748-65-0650	—		滋賀県甲賀市水口町水口 6053
日本赤十字社 京都府支部	支部事務局	075-541-9326	8-720-8101		京都市東山区三十三間堂廻 り町 644

様式1 災害情報報告用紙

災 害 情 報				第 報	
宇治田原町	月 日 時現在	発信者名		受信者名	(時 分受)
報告事項				記 事	<input type="checkbox"/> 新規
					<input type="checkbox"/> 続(詳)報 (第 報関連)

様式2 災害概況即報

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	宇 治 田 原 町
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部損壊	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況										

第3節 広報・広聴

(情報収集班)

突発的事故災害が発生もしくは発生のおそれがある場合には、住民の安全確保のために必要な広報活動を実施する。

また、被災者等からの問い合わせ、相談等に対応するために相談窓口を設置する。

第1 広報活動の項目

住民への広報は概ね次のような項目について行う。

- (1) 事故の発生状況
- (2) 被害の状況
- (3) 被害者の安否情報
- (4) 応急対策の実施状況
- (5) 避難誘導及び住民に対する協力及び注意事項
- (6) その他必要と認められる事項

第2 広報の方法

突発的事故災害の住民に対する広報は、事故の規模、今後の動向等を検討し、以下の方法により実施する。

- (1) 広報車巡回
- (2) ラジオ・テレビによる緊急広報
- (3) インターネットの利用
- (4) 消防団、各区・自治会長による巡回
- (5) 安心安全メール
- (6) 緊急速報メール

第3 広聴活動の実施

被災者、住民からの問い合わせ等に対応するため、電話回線の確保や相談窓口を設置する。

第4節 応援要請計画

(総務班)

第1 計画の方針

大規模な突発的事故災害が発生し、本町だけでは対応が困難な場合には、京都府、他の自治体、防災関係機関、自衛隊等に応援要請を行い、応急対策や事故復旧に万全を期すものとする。

第2 京都府に対する応援要請

1 要請の手続き

応援を求める必要が生じた場合には、本部長は直ちに本部会議を召集し、応援要請について協議し決定する。ただし、事態が急迫し、本部会議を召集する時間がないときは、本部長が応援要請を決定する。

京都府知事に応援要請する場合は、2 の要請事項を明らかにし、電話等により行う。なお、後日速やかに文書を送付する。

2 要請事項

要請にあたっては、次の事項について、あらかじめ明らかにして行う。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を希望する機関名
- ウ 応援を希望する人員、物資等
- エ 応援を必要とする区域、期間
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要な事項

第3 近隣市町村への応援要請

大規模な災害時には近隣市町村間で連携して、相互応援体制を敷き対応を図ることとなる。

本町だけでは対応が困難な場合には、近隣市町村へ応援要請を行う。要請の手続きは前項の京都府に対する応援要請に準じる。

第4 その他団体及び機関への応援要請

府内市町村及び指定地方行政機関に対する応援要請の手続き、内容については、第2の京都府に対する応援要請に準じる。また、他府県・指定公共機関・指定地方公共機関に対する応援要請は原則として文書で京都府知事に要請する。ただし、事態が切迫し緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

第5 自衛隊に対する応援要請、受入れ体制

1 自衛隊との事前調整

(1) 実務担当者間の連絡・調整

被害の程度が判明し、自衛隊への派遣要請の必要性が高まった段階で、町及び自衛隊の実務担当者は連絡・調整を開始するものとする。

(2) 連絡・調整の手順

ア 町は、災害派遣要請実施の見通し、災害等の種類、判明している被災状況等について自衛隊の担当者に情報を提供するものとする。

イ 派遣の可能性が高まった場合、具体的な活動内容・範囲等について、調整を進めるとともに、集結場所を概定する。

連絡先

陸上自衛隊、第4施設団 第3科

所在地 宇治市広野町風呂垣外 1-1

N T T回線(勤務時間内)0774-44-0001 (内線 236) FAX 0774(44)0001

(勤務時間外)0774-44-0001 (内線 212) FAX 0774(44)0001

衛星通信系防災情報システム(勤務時間内)衛星 7-757-8109、FAX 7-757-8100

(")地上 8-757-8109、FAX 8-757-8100

(勤務時間外)衛星 7-757-8101、FAX 7-757-8100

地上 8-757-8101、FAX 8-757-8100

2 事故災害派遣の要請

ア 本部長は、事故が発生し、又はそのおそれがある場合、町及び京都府並びに関係機関等の機能をもってしてもなお防災の万全を期し難いと認めるときは、京都府山城広域振興局長を通じて京都府知事に対し、自衛隊の事故災害派遣を要請するよう求める。

イ 本部長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び事故の状況を自衛隊に報告する。

ウ 本部長は、前項の通知をしたときは、速やかにその旨を京都府知事に通知する。

*特に緊急を要するため止むを得ず、町長から直接自衛隊に要請の連絡を行う場合の連絡先

陸上自衛隊第4施設団

所在地 宇治市広野町風呂垣外 1-1

N T T回線(勤務時間内)0774-44-0001 (内線 236) FAX 0774(44)0001

(勤務時間外)0774-44-0001 (内線 212) FAX 0774(44)0001

衛星通信系防災情報システム(勤務時間内)衛星 7-757-8109、FAX 7-757-8100

(")地上 8-757-8109、FAX 8-757-8100

(勤務時間外)衛星 7-757-8101、FAX 7-757-8100

地上 8-757-8101、FAX 8-757-8100

なお、要請は、京田辺市消防署並びに田辺警察署と協議の上、迅速に行う。

3 事故災害派遣要請の手続き

災害派遣の要請事項（第2-2）を明らかにして、電話等をもって京都府知事に要請を行う。なお、事後速やかに文書を送付する。

4 事故災害派遣の受入れ体制

派遣要請を行った場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように、受入れ体制を準備する。

ア 町は総務班を受入れ責任者として指名し、派遣部隊の指揮官との連絡調整にあたる。

イ 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てるとともに、作業に必要な資機材の確保に努める。なお、作業計画については、自衛隊到着後派遣部隊と速やかに協議する。

ウ ヘリコプター利用のためにヘリポートについても準備する。

エ 自衛隊到着後、京都府知事にその旨報告する。

5 自衛隊の活動内容

自衛隊には、次の内容について事故の様態に応じた活動を要請する。

ア 被害状況の把握

イ 避難の援助

ウ 遭難者・行方不明者の救助・捜索

エ 消防活動

オ 道路又は水路の啓開

カ 診療、防疫

キ 通信

ク 人員及び物資の緊急輸送

ケ 炊飯又は給水の支援

コ 交通規制の支援

サ 危険物の保安及び除去

シ その他事故災害応急対策の支援

6 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令に定めるところによる。

7 派遣部隊の撤収要請

本部長は、派遣要請の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、派遣部隊とその他の関係機関と協議の上、速やかに口頭又は電話により京都府知事に撤収の要請を依頼する。なお、事後速やかに文書を提出する。

第5節 搜索、救助、救急及び消火活動

(医療救助班、消防班)

第1 救助、救急活動の応援

救助活動については、消防機関及び警察機関等が行い、救急活動については消防機関が行う。救助、救急活動にあたって消防機関等だけで対応できないときは、当該機関の要請に基づき町は応援活動を行う。

第2 救護所の開設

突発的重大事故の被害状況に応じて、以下の場所に救護所を設置する。

- (1) 事故現場付近
- (2) 指定緊急避難場所

第3 緊急災害医療チームの派遣要請

事故現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められる場合、府に対し緊急災害医療チームの派遣を要請する。

第4 消火活動

京田辺市消防本部は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

第6節 避難行動計画

(総務班、医療救助班、消防班)

第1 計画の方針

突発的事故災害が発生もしくは発生のおそれがある場合、また、二次災害の発生するおそれがある場合の避難行動計画について次のとおり定める。

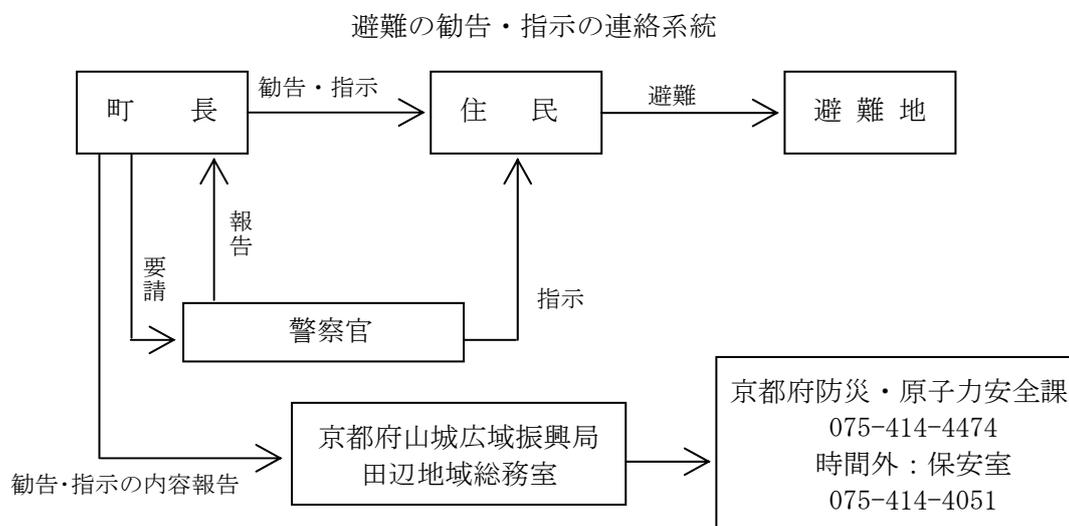
第2 避難の勧告・指示

1 勧告・指示の際に明示する事項

区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難勧告	町長 基本法 60 条	避難のための 立退きの勧告	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特別の必要があると認められるとき。
避難の指示等	町長 基本法 60 条	立退きの指示 及び立退き先の指示	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。(※)
	警察官 基本法 61 条 警察官職務執行法(昭和 23 年法律第 136 号) 4 条	立退きの指示警告 避難等の措置	○町長が避難のための立退きを指示することができないとき。 ○町長から要求があったとき ○重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要するときにおいて危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置を執る。
	自衛官 自衛隊法 94 条(昭和 29 年法律第 165 号)	避難について 必要な措置	○災害により危険な事態が生じたときにおいて、警察官がその場にいなくてに限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置を執る。
避難勧告・指示にあたっての助言 (基本法第 61 条の 2)		○指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長又は知事は、避難指示又は勧告に関する事項について市町長から助言を求められた場合には、その所掌事務に関し、必要な助言をする。	
知事による避難の指示の代行 (基本法第 73 条)		○知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、避難のための立退き及び指示に関する措置の全部又は一部を代行する。	

2 避難の勧告・指示の連絡系統

町長が避難のため立退きを勧告、又は指示した場合、速やかに京都府知事に報告する。



3 府及び関係機関の助言

避難勧告又は指示を行う際に、府及び関係機関に必要な助言を求めることができる。町は、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。府は、必要と認めるときは、町の避難勧告等に関する意思決定についての助言、勧告等を実施する。

第3 警戒区域の設定

災害対策基本法第 63 条の規定に従い、町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定し、立入りを制限することができる。

また、同条の規定に従い、警察官、自衛官又は京都府知事は、町長の代行をすることができる。

第4 避難の勧告・指示の伝達方法等

町は、避難所、避難経路、火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、人命の安全を第一に住民等の避難誘導を行う。

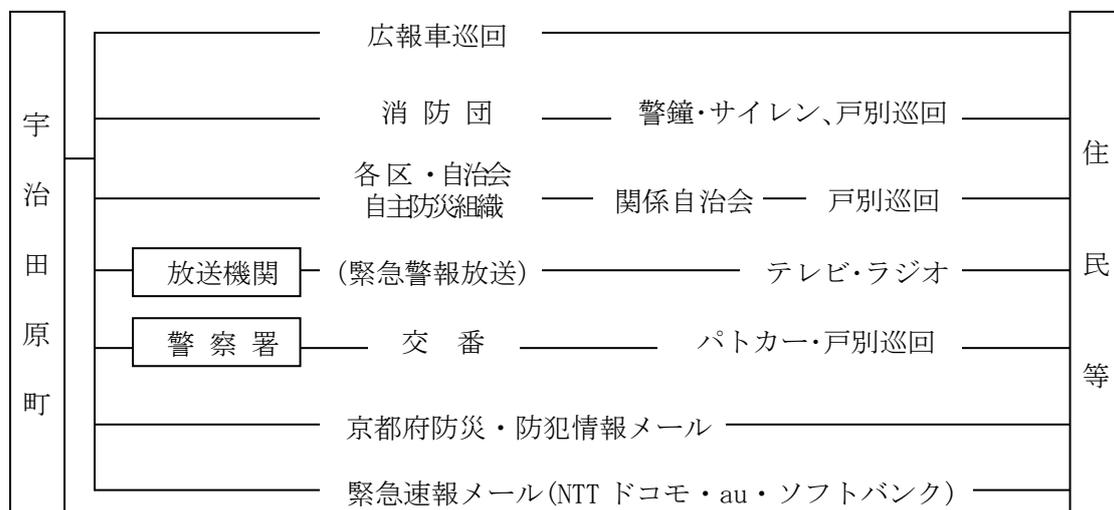
1 勧告・指示の際に明示する事項

避難の勧告及び指示の伝達は次の事項を明示して行う。

- ア 勧告者又は指示者
- イ 予想される災害危険及び避難を要する理由
- ウ 避難対象地域
- エ 避難の時期、誘導者（リーダー）

- オ 避難場所
- カ 避難経路
- キ 避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等

2 住民に対する伝達系統



3 避難誘導

(1) 避難の誘導者

避難の誘導は自主防災組織、区・自治会、消防団員、町職員、警察官が連携して行う。

(2) 誘導方法

ア 誘導にあたっては、区・自治会単位等の集団行動を心がけ、災害時要援護者及びこれらの者に必要な介助者を優先して行う。

イ 避難路については、安全を十分確認し、避難中の事故防止に万全を期す。

ウ 避難にあたっては、携行品を必要最小限にし、早期に避難を完了させる。

エ 避難者の移送及び輸送は、避難者各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合は車両等により行う。

オ 事故が広範囲で大規模な立ち退き移送を要し、町だけでは対応不可能なときは、京都府に協力を要請する。

4 学校・社会福祉施設等の避難対策

学校、保育所、社会福祉施設、その他集団避難を要する施設の事故発生時の安全を図るため、事前の避難計画にしたがって避難を行う。

各施設において、児童・生徒、来訪者、入所者、職員、従業員等の避難を実施し、完了したとき、施設の管理者は町へその旨を報告する。

第5 指定緊急避難場所の開設

町は、必要に応じて指定緊急避難場所を開設し、住民等に周知徹底する。この際、避難

場所における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努める。

第6 要配慮者に係る対策

避難誘導及び避難場所においては、要配慮者に向けた情報提供等に配慮する。

第7節 緊急輸送計画

(総務班、消防班)

第1 計画の方針

突発的事故災害が発生した場合における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員、資機材を迅速かつ確実に輸送するため緊急輸送体制の確立について定める。

第2 緊急輸送の対象等

1 緊急輸送の対象

町及び京都府が実施する緊急輸送の範囲は次のとおりである。

- ア 被災者
- イ 医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資器材等
- ウ 飲料水、食料、生活必需品等
- エ 救援物資等
- オ 応急復旧に係る要員、資機材等

2 輸送順位

- ア 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- イ 災害の拡大防止のために必要な輸送
- ウ ア、イ以外の災害応急対策のために必要な輸送

第3 緊急輸送車両等の確保

1 車両の確保

(1) 町で保有する車両等

町公用自動車一覧

車種	台数	備考
乗合自動車	5	
乗用自動車	16	
貨物自動車	11	
原動機付自転車	4	
緊急自動車	2	総務課・上下水道課所属
特殊用途自動車	2	
合計台数	40	

消防団

車 種	台数	備 考
緊急自動車	6	多機能型消防車
緊急自動車	4	小型ポンプ積載車
合計台数	10	

京田辺市消防署宇治田原分署

車 種	台数	備 考
原動機付自転車	1	
緊急自動車	1	ポンプ車
緊急自動車	1	小型ポンプ積載車
緊急自動車	1	指令車
緊急自動車	1	救急車
合計台数	5	

(2) 京都府への要請

町内で車両の確保が困難な場合は、次に示す事項を明示して京都府山城広域振興局長を経由して京都府知事に調達斡旋を要請する。

- ア 輸送区間及び借り上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要な事項

(3) 輸送協力要請の窓口

災害の状況に応じて、関係機関に対して、輸送協力を依頼する。

(4) 非常用燃料の確保

緊急輸送に使用する車両の燃料は、あらかじめ依頼した業者から調達する。

表 町内給油取扱所一覧

名 称	所 在 地
油音商店	大字荒木小字西出
京都やましろ農業協同組合宇治田原給油所	大字立川小字宮ノ本

2 航空機等による輸送

地上輸送が不可能な場合、又は孤立化した地域に緊急物資を輸送する必要が生じた場合は、直ちに京都府山城広域振興局長を経由して京都府知事に航空機等の要請を行う。

第8節 環境保全に関する計画

(建設班)

第1 計画の方針

危険物等事故により、大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、住民の健康と生活環境への影響及びその拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第2 環境影響の応急及び拡大防止措置

町は、環境汚染に関する情報を関係防災機関等へ通報するとともに、府の行う施策に協力する。

また、住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。

第4章 災害復旧計画

第1節 民生安定のための緊急措置に関する計画

(総務課、税住民課、福祉課、建設環境課、産業観光課)

宇治田原町地域防災計画一般計画編第4章第1節に準じる。

第2節 復旧事業計画の作成

(全 課)

関係防災機関は、被災した施設等の被害の状況及び発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧する。

また、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

